

複数税率による軽減税率の導入実現を求める意見書（案）

現在、政府においては、消費税の軽減税率について「関係事業者を含む国民の理解を得た上で、税率 10 パーセント時に導入する。平成 29 年度からの導入を目指して、対象品目、区分経理、安定財源等について、早急に具体的な検討を進める。」との大綱のもと、その導入に向け議論が進められています。

そもそも、平成 29 年 4 月に予定されている消費税率の引上げは、少子高齢化に伴い、現役世代が減り、高齢者が増える中で、子ども・子育て支援、医療、介護、年金の各分野の充実及び社会保障の安定化に必要な財源を確保することを目的として実施され、引上げによる増収分は全てそれら社会保障に充てることが決まっています。

消費税には景気の影響をあまり受けずに安定した税収が確保できる利点がある一方、所得に関係なく税率が適用されるため、低所得者の負担感が重くなる「逆進性」の問題があります。そこで、この増税による痛税感を和らげるとともに、消費税率引上げに対して幅広く国民の理解を得るためには、軽減税率の導入が不可欠です。

軽減税率とは、食料品や生活に欠かせない品目の消費税率を標準の税率より低く抑える「複数税率」とする制度です。

欧州の多くの国では、既に日本の消費税に相当する付加価値税で食料品などに軽減税率が導入されています。

また最近の世論調査でも、軽減税率の導入に賛成するとの回答が 8 割近くに上っており、国民の軽減税率の導入を求める願いが浮き彫りになっています。

よって、国におかれては、下記の事項について実現するよう強く求め、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出します。

記

複数税率による軽減税率の導入については、2017 年 4 月の消費税率引上げと同時に、国民が受け入れやすく、痛税感を和らげる軽減税率の導入を図ること。

平成 27 年 12 月 15 日

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣 宛
財 務 大 臣

長野市議会議長 小林 義 直